

文化芸術推進フォーラムレポート
『真の文化芸術立国実現に向けて～文化芸術振興基本法改正と文化省創設～』
(概要)

文化芸術振興基本法成立の意義

- 「文化芸術の基盤整備は国、地方公共団体の責務」
- 「文化芸術の振興に係る基本的な方針」（基本方針）の策定による文化芸術振興施策の広がりや文化庁予算の増加。
- 地方公共団体における文化振興に係る条例の制定と地域の特性に応じた施策の推進。
- 音楽議員連盟主導で制定に至った文化芸術振興基本法以降、文化関連法制定の気運の高まり。議員立法が増加。
- 第3次基本方針による助成制度の改善。

基本法制定後の変化

様々な観点からの文化芸術への関心の高まり

- 地域振興における文化芸術の重要性が認識され、芸術祭、音楽祭、映画祭といった文化芸術関連フェスティバルの開催が増加。
- 知財推進計画などコンテンツ、日本食、伝統文化等を世界に発信し、経済成長につなげる「クールジャパン」戦略、インバウンドによる国内消費増加を狙う「観光立国」など、文化芸術を経済成長に活用する政策の推進。
- 無形文化遺産登録による能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎、雅楽、組踊、和食、全国の民俗文化財への国内外の関心の高まり。

その一方で、文化芸術そのものへの振興策には課題が

- 知的財産の創造、保護、活用のサイクルを確立・維持するためには、活用ばかりでなく、創作者を保護する著作権課題の解決に国家戦略として取り組むべき。
- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の目的及び理念実現のため、地方の劇場・音楽堂等の活性化、人材養成と確保、指定管理者制度による弊害の解消などの課題に取り組むべき。
- 基本法成立直後の文化予算の増加以降、微増又は横ばい。「文化芸術立国」実現のため、新たな文化芸術の創造、文化財の保存・修復予算など文化予算を拡充すべき。

基本法の改正により、さらなる文化行政の機能強化、文化省創設へ

- 改正法案では附則二条に「政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする」と規定。次のステップへ。
- 経済低迷、東京集中と地方過疎化、少子高齢化による人口減少等深刻な課題が山積する一方、高度情報化による国際交流が活発化し、文化的価値が国際的に大きな意味を持つ時代に。今こそ、文化芸術の価値を中心とした国づくりを牽引する「文化省」を創設すべきこと。
- 文化芸術活動への実態に即した効果ある助成を実現させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会内に設置されている基金部の機能を強化し、専門職を配置した民間芸術活動助成専門機関として独立させ、国立美術館、国立文化財機構、国立劇場、国立映画センターとともに文化省の下で機能させるべきこと。
- 全国的に芸術活動を活性化させるため、各地の文化的特長を踏まえ、地方公共団体における「地方文化芸術推進計画」の策定及び実施に加え、地方公共団体と連携し文化行政を展開する文化省地方事務所が必要。文化庁の京都移転については、改正基本法に基づく機能強化と文化省の姿を検討する中で、改めて位置づけられるべきこと。
- 文化芸術産業の育成、文化芸術を生かした文化外交、国際交流・発信、観光の好循環を形成するため、文化省が各省庁との連携による総合的な調整と推進機能を担うべきこと。
- 文化芸術の継承、創造、保存、活用、発展のうねりを人づくり、国づくりに活かすため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、文化プログラムの大胆な実施を通し、文化芸術を軸とする総合的な政策立案と実行のイニシアティブを発揮する文化大臣をまず配置し、大幅な予算増額により文化省を創設すること。